(経済産業委員会)

中 小 企業の も のづくり基 盤 技 術の 高 度化に 関 対る法 律 案 $\overline{}$ 閣 法 第六号)(衆議 院送付) 要旨

本法 律 案 ιţ 我 が 玉 製 造 業 の 玉 際 競 争 力 の 強 化 及 び 新 事 業 の 創 出 を 図るため、 中小 企業が 基 盤 技 紨 の 高 度

化 の た め に 行う 研 究開 発 及 び そ の 成 果 の 利 用 を促進しようとするも の で あ Ď そ の主な 内容: は 次 の とお ij で

ある。

一、指針の策定

経 済 産 業 大 臣 は、 中 小 企 業の 特定ものづくり 基 盤 技 紨 の 高 度 化 に 関 する指針 を定

一、研究開発計画の作成及び認定

中 小 企 一業は、 特 定 も の づ くり 基 盤 技 紨 の 高度化 を図るために 1研究開 発計 画 を作成 Ų 経済産業大臣は、

提 出 さ れ た 研 究 開 発 計 画 が 指 <u>計</u>針 に 照らし て 適切である等の場 合には、 こ れ を認定する。

二、支援措置

1 中小企業信用保険法の特例

認 定された研究開 発計 画 の 実 (施に必要な資金の借入れについて、 中小企業が利用できる中小企業信用

め

保 険 の 普 通 保 険は 限 度 タ額を 四 億円に倍額にするなどとともに、 新事 業開拓保険 の 限 度 額 を三億円に引き

上げる。

2 中小企業投資育成株式会社法の特例

認 定 され た 研 究開 発 計 画 を 実 施 する た め に 中 小 企業が 株式会社 を 設 立 する 際 に 資 本 金が三億円 を超

え る 場 合で あっ て ŧ 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社 は 株 式 の 引 受け 及び保有を行うことができる。

3 特許料等の特例

認 定 さ れ た 研 究開 発 計 画 の 実 施 に よる成 果 を 中 小 企業が特許化する場合は、 出願 審 査請求手数料及び

特許料を軽減することができる。

四、国の施策

玉 は 中 小 企 業の特 定ものづくり基 盤 技 術 の高 度化を促進するため、 中小 企業と大学、 高等 専 門 .学校等

لح の 連 携 に よる人材 の 育 成 知 的 財 産 の 適 切 な 保 護 及び)活用、 研究開 発 の 成 果 の 取 扱 ١J に 係る 取 引慣 行 の

改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努める。

五、施行期日

この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

六、検討

政府は、 本法律の施行後五年の経過後、 施行状況を検討し、 必要があると認めたときは、 その結果に基

づいて所要の措置を講じる。